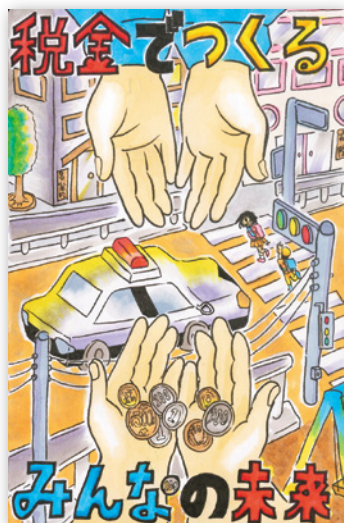


藤枝法人会報

令和5年度
第13回

税に関する絵はがきコンクール

藤枝税務署長賞



藤枝法人会長賞



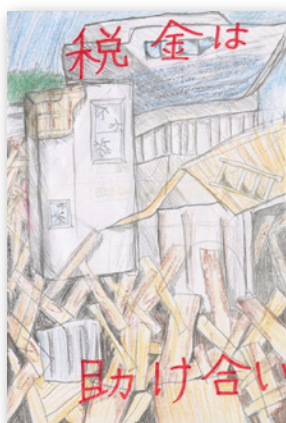
藤枝法人会女性部会長賞



優秀賞



優秀賞



No. 122

令和6年2月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所2F)

TEL (054) 643-8410 FAX (054) 645-1310

E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp

URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざします 企業の繁栄と社会への貢献

会員
募集中

令和
5
年度

納税表彰式挙行

藤枝税務署並びに藤枝地区税務推進協議会主催の、令和5年度納税表彰式が、令和5年11月14日(火)小杉苑において挙行されました。表彰は、藤枝税務署長表彰・藤枝地区税務推進協議会長表彰の順で行われ、それぞれ表彰状が贈呈されました。

藤枝税務署長表彰



藤枝地区税務推進協議会長表彰



..... 当会関係者では次の方々が受彰されました。..... (敬称略・表彰順)

藤枝税務署長表彰

法人名	氏名	法人会役職
(有)めぐみ自動車販売	奥山光浩	理事/税制・税務副委員長



法人名	氏名	法人会役職
榑原産業(株)	榑原昇次	副会長



法人名	氏名	法人会役職
(株)鈴木商会	鈴木喜久枝	理事/女性部会長



藤枝地区税務推進協議会長表彰

法人名	氏名	法人会役職
(株)力ネ久商店	鈴木金刀美	女性部会副部会長



法人名	氏名	法人会役職
あおい税理士法人	森祐輔	監事/青年部会長



令和5年度

……………受賞おめでとうございます……………

(一社)静岡県法人会連合会長表彰状伝達式挙行

(公社)藤枝法人会主催の、(一社)静岡県法人会連合会長表彰状伝達式を、令和5年11月6日(月)松風閣にて、藤枝税務署の石渡英二署長様をはじめ関係団体のご来賓をお迎えして開催いたしました。また、記念講演会として、作家・経済ジャーナリストの渋谷和宏氏をお招きし、「今後の日本経済の行方」というテーマでご講演頂きました。



司会：渡邊総務厚生副委員長



青島会長のあいさつ



ご来賓の皆様方



式辞代読（江崎副会長）

功労法人表彰 6社

多年に亘り法人会の事業に協力、また会の発展に寄与され、納税道義の高揚及び税務行政への協力について、多大な功績が認められた「法人」に対する表彰です。



(法人名 五十音順・敬称略)

法 人 名	会 社 役 職 名	氏 名
(株) ア ン ビ ・ ア	代 表 取 締 役 社 長	松 永 勝 裕
近 藤 建 設 工 業 (株)	代 表 取 締 役 社 長	近 藤 崇 之
(株) 佐 藤 工 業 所	取 締 役 会 長	佐 藤 輝 男
(有) 静 岡 経 営 労 務 管 理 セ ン タ ー	代 表 取 締 役	伊 藤 彰 彦
ま る せ い 自 動 車 (株)	代 表 取 締 役	青 島 章 仁
丸 天 淡 水 魚 (株)	代 表 取 締 役	天 野 大 輔

会員たる法人の役職員表彰 3名

法人会の発展に寄与され、また、勤務する法人の経理業務または税務関連業務において他の模範となる功績があったと認められた「会員法人の役職員」の方々に対する表彰です。



(法人名 五十音順・敬称略)

法人名	会社役職名	氏名
(株) いちまる	総務部 部長	原田 郁久
しずおか焼津信用金庫	顧問	阿井 誠
(株) 藪崎新聞店	総務部 部長	中野 順二

祝辞



藤枝税務署 署長 石渡英二様



静岡県藤枝財務事務所 所長 河本大輔様



東海税理士会藤枝支部 支部長 大石 誠様

皆様、おめでとうございます。



〈受賞者代表謝辞〉
松永 勝裕 氏



行動する法人会



— 令和6年度税制改正に関する提言 —

全法連では、令和6年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自由民主党

予算・税制等に関する政策懇談会 11月1日

財政・金融・証券関係
団体委員長

宗清 皇一 氏 他



自由民主党

10月10日

税制調査会長

宮沢 洋一 氏



左から野坂肇副会長、宮沢税制調査会長、
飯野税制委員長、田中専務理事

公明党

税制改正要望等に関するヒアリング 11月7日

財政・金融部会長

若松 謙維 氏 他

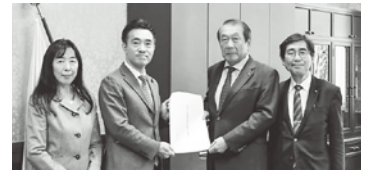


財務省

10月27日

財務副大臣

矢倉 克夫 氏



右から丸山税制副委員長、矢倉財務副大臣、
飯野税制委員長、田中専務理事

立憲民主党

税制調査会ヒアリング 11月9日

税制調査会長

小川 淳也 氏 他



国税庁

表敬訪問 11月30日

長官 住澤 整 氏
次長 星屋 和彦 氏
課税部長 田原 芳幸 氏



右手前から田原課税部長、住澤国税庁長官、星屋次長
左手前から飯野税制委員長、小林会長、田中専務理事

国民民主党

税制調査会ヒアリング 11月6日

税制調査会長

大塚 耕平 氏 他



中小企業庁

10月30日

長官 須藤 治 氏
事業環境部長 山本 和徳 氏



左から田中専務理事、飯野税制委員長、須藤中小企業庁長官、
丸山税制副委員長、山本事業環境部長

日本維新の会

11月13日

財務金融部会長

伊東 信久 氏 他



総務省

10月6日

自治税務局長

池田 達雄 氏



左から丸山税制副委員長、池田自治税務局長、
飯野税制委員長、田中専務理事

国債残高 1000兆円超

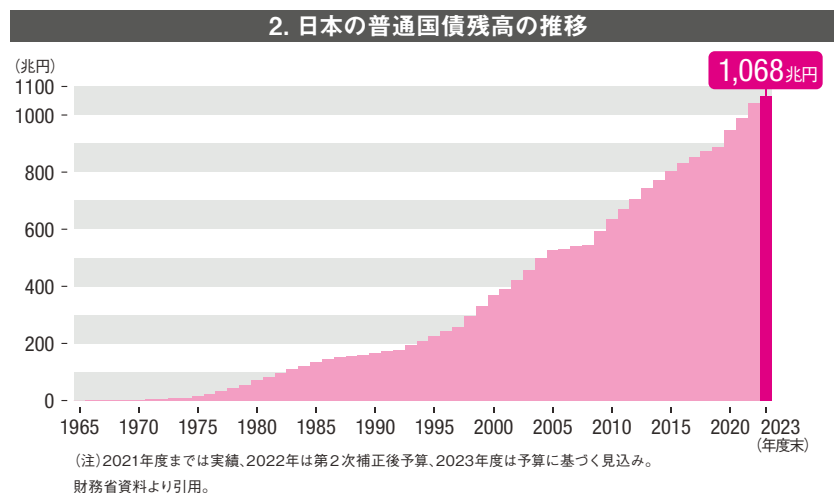
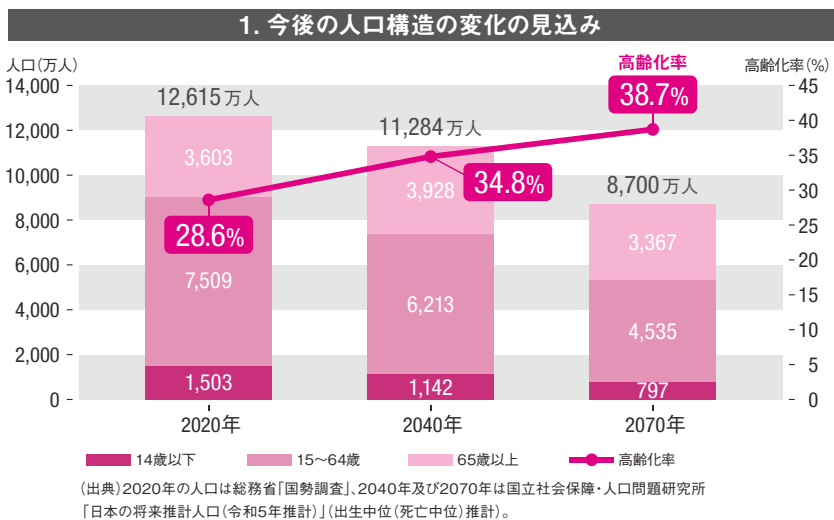
少子高齢化

私たちは財政健全化を求めます!

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月19日開催の理事会において「令和6年度税制改正に関する提言」を決議しました。地域経済や雇用の担い手である中小企業にはコロナ禍で体力を奪われ経営に苦しんでいるところも少なくありません。事業承継や消費税のインボイス制度などへの対応も合わせ、税財政上のきめ細かい支援が必要です。また、日本の国債残高は1,000兆円を超えていますが、コロナ対策財源として発行された約100兆円の国債をどう返済するかは重要な課題です。さらに少子化対策や防衛力の抜本強化が打ち出されていますが、その財源論は置き去りになっています。我が国は先進国最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な社会構造問題を抱えています。負担をあやふやにし、歳出だけを先行実施するような財政運営では国の未来は開けないと考えます。



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
 伊藤忠商事（株） 名誉理事



令和6年度税制改正に関する提言（概要）

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- ・財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。
- ・まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成しなければならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円（令和5年度 約134兆円）に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。
- ・少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ等が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。

3. 行政改革の徹底

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえる。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引き上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

2. 事業承継税制の拡充

中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の延長・充実。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し。

3. 消費税関係

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。等

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。41都道県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資

する取り組みにも力を注いでいます。なお、法人会青年部会を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」※を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取り組んでいます。 ※健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。

提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



公益財団法人
全国法人会総連合

**電子申告で
効率UP!** 国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出
などの手続きが
インターネットで行えます。

所得稅など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。
作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダー）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。

**納税には
ダイレクト納付が
便利です!**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得稅及び復興特別所得稅の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略(注) 還付がスピーディー

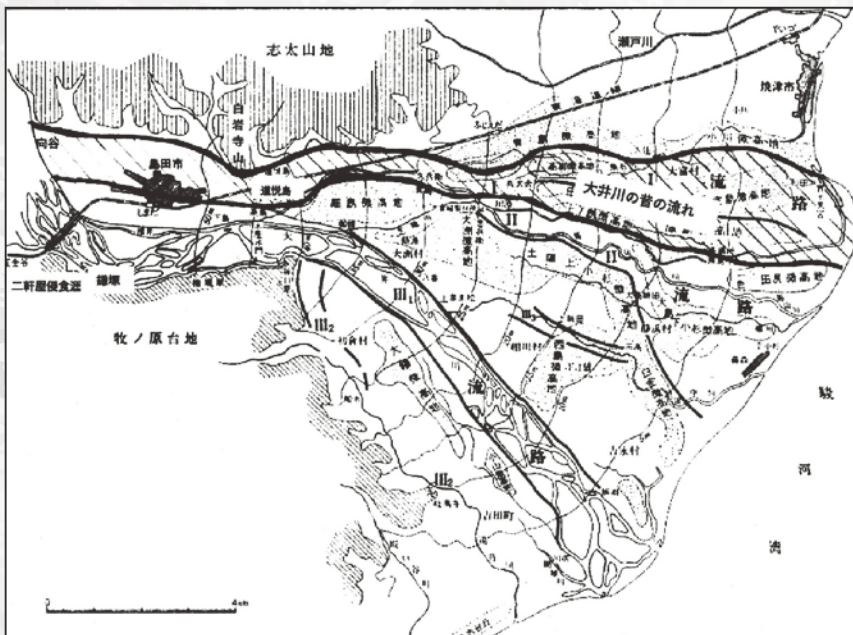
(注)法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

法人会 法人会は会社經營の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ
イータックス 検索

1 慶長9年の大洪水

今から420年前、徳川幕府が開闢して間もない慶長9年（1604）秋、大井川流域は稀に見る豪雨に見舞われ、川は荒れ狂い、島田向谷地先の水神鼻下流の堤防が決壊した。その流れは今の国1沿いの山裾を河原口から旗指に向い、島田宿は家も田畑も根こそぎ洗い流された。さらに東南に流れを変え、白岩寺山へと一直線にぶつかった。そこから南へ曲り、青島村、高洲村を巻き込み、焼津の八楠、石津浜付近で海へと落ちていった。濁流に吞まれ志太平野は見るも無残な姿となっていた。



浅井治平著「大井川とその周辺」より

上に立地しているのに他ならない。また、瀬戸川が築地付近でほぼ直角に東方向に流れを変えているのは、大井川の強い流れに押された結果だと言われている。慶長9年の洪水は、この忘れられた遠い昔の川筋を思い起こさせてしまった。その要因は何だったのだろうか。

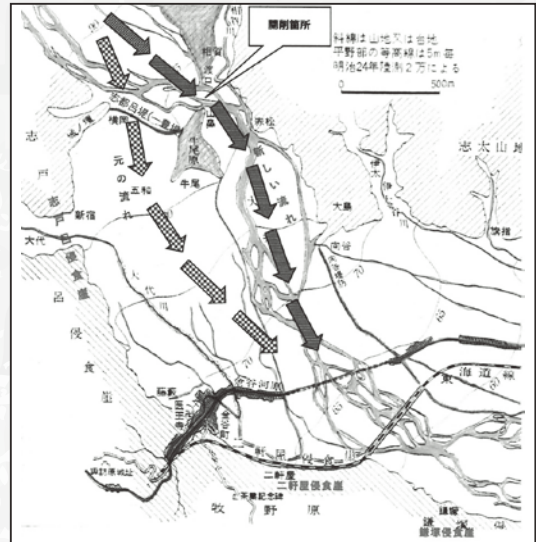
この当時、大井川の本流は現在とほぼ同じ位置だったのにも関わらず、なぜこのような流れとなったのか。浅井治平氏によると、何時の時代か分からないが、大井川が向谷付近から白岩寺山の南を通り、高柳を抜け、焼津黒石川に沿って和田浜に注ぐ川筋の時代があったという。現在、藤枝製紙(株)、明治製菓(株)、住友ベークライト(株)などの工場群が立ち並んでいるのは、その水脈

2 天正の瀬替え

それは洪水が起きる14年前、大井川本流の流れを改修したことが大きく影響していると考えられている。この改修は『天正の瀬替え』といわれ、島田市渡口（とぐち）に相賀山地から連なる牛尾山が半島のように右岸側に突き出していた。県道島田川根線を川根方面に向かうと相賀への信号機の先が小高くなり、道路の両側が切取面になっている所がある。それが牛尾山を開削した時の名残りである。

天正18年（1590）、大井川の流れは、ここで牛尾山にぶつかり西側に迂回して金谷河原に流れ込んでいた。この流れを今の流れに変えたのが、豊臣の家臣 中村一氏と言われている。中

村一氏は徳川家康の関東移封による東の勢力に備えて、秀吉から駿河駿府の領主に任命された。また、遠江掛川には山内一豊が配された。両氏が着任早々取り掛かった大事業が、後の世「天正の瀬替え」といわれるものである。しかし、このことは出典根拠も理由もはっきりしていない。ただ根拠とされるものに「掛川誌稿(文化2年 1805)」がある。誌稿では「大井川の左岸駿河山(牛尾山)が崩壊して、相賀村・伊太村の田地を流し大井川の流脈が変わる。」と述べているに過ぎず、中村一氏と山内一豊には触れていない。後世の歴史家が両氏の着任と瀬替えの時期が同じだったので両氏の功績としたのではないかという。



瀬替えによる流れの変化

また、別の説として相賀山と牛尾山との間に高低差の小さい箇所があり、その下流側には大きな沼があったという。元々洪水時には、ここを大井川が越流していたという。さらにこの越流箇所を人工的に掘削して拡張したのではないかという説である。

いずれにしても、この改修により金谷宿方面へ流れていた本流が、直流するようになり牧之原台地の二軒屋侵食涯(東海道本線金谷側)に直接当たるようになった。まさに慶長9年の大洪水は、直進した流れがこの台地に激突したものが跳ね返り、次から次へと流下する濁流とぶつかり、行き場を失った流れが左岸側の向谷付近の初期堤防を押し流したものだと考えられる。余談だが濁流の一部はさらに左岸堤で跳ね返され右岸側の鎌塚の平地も洗い流したという。

3 災害からの復興

被災地の一つに大井川の氾濫原の三角洲に形成された島田宿があった。その場所は現在の場所と同じであったかどうかは定かでない。東海道五三次の宿駅として指定されたばかりの島田宿は、宿内の家や建物、土地も流されるという見るも無残な被害をうけた。江戸初期は政情不安な時期でもあり、江戸と上方間の交通は重要で迅速化が求められていた。そのため一刻も早い復旧が必要であった。当面、宿の機能は北へ10町ほど離れた野田村前(今の元島田附近か)に引越し諸役を勤めるようになった。

その後、川の流れは徐々に変化していった。慶長14(1609)年には向谷地先の「初期堤防(向谷堤防)」が修復された。初期堤防はさらに補強され、寛永4(1627)年には道悦島村境まで延長3,150間余(約5670m)が延長された。これが「寛永の大堤」である。その西側(川筋側)には「島田大堤(向谷の大藪)」が、寛永10年(1633)に増築されている。このように大井川左岸の護岸は幾重にも堤防が整備されていった。最終的には昭和33(1958)年、建設省直轄工事として築堤された護岸が最も西側で自動車道として利用されている。

話を元に戻すと、慶長9年（1604）の大洪水後の1609～1616年駿河を治めた徳川頼宣の時代、「初期堤防」の修復と同時期、島田宿の生活の場を守るため、宿の周囲を舟形に取り囲む「囲い土手(舟形輪中)」を築いていった。この土手の位置や規模を知る資料はないが、東西に延びる宿並を取り囲んで築かれたものと推察される。舟形の先端には大井神社を祀り島田宿の守りとした。

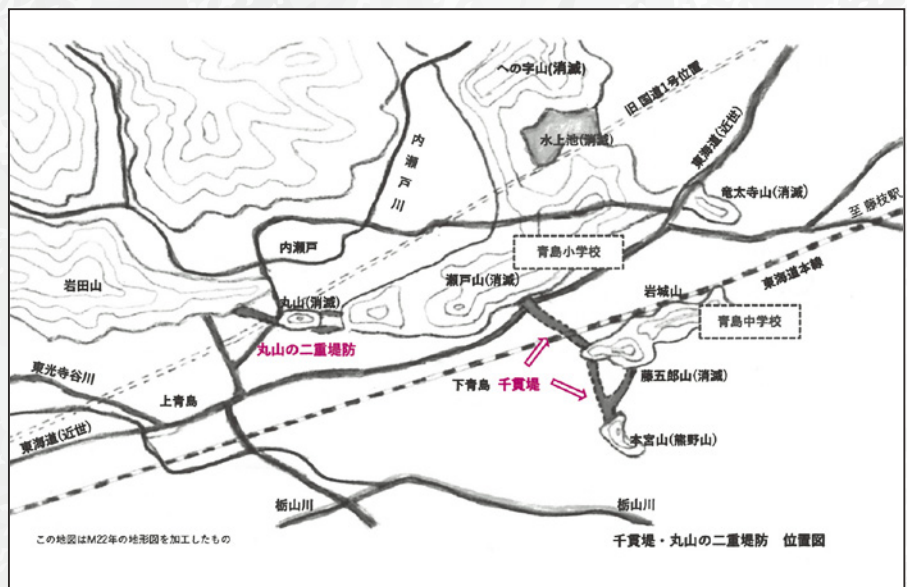
このような復興策により、島田宿は元和元年（1615）、10年余の歳月を経て元の地に戻ることができた。

4 千貫堤の築堤

その後、寛永12年（1635）、水野監物忠善が田中藩3代藩主としてこの地を支配した。忠善は3代将軍家光の信任厚く公平無私の人物であった。この時期だけ天領だった伊太村が、田中藩支配となっている。これは田中藩の指揮・命令系統の下で洪水被害からの復興が進められていったことを物語る。このことから忠善には家光から大井川洪水の災害復旧に関する特命があったのではないかと推察される。

忠善は、徳川頼宣が築いた舟形輪中は砂利を盛っただけの簡易なものだったため、松を植栽し堤の補強に努めた。一方、大井川本流の堤防を整備したことにより田畑への水の利用ができにくくなるという副作用がでた。そこで伊太村を含めた一帯で灌漑用水路を開削して問題解決を図っていった。今でも監物の名を冠する施設名が残っている。極めつけは下青島にある千貫堤を構築したことではなかろうか。

大井川の洪水により被害をうけた田中藩領の下青島村以東の各村を守る最後の砦として、また大津や六合村あたりの小河川の出水に備えたものでもあった。筆者は昭和57年頃、下青島の旧東海道沿いに住んでいた時、8月豪雨で東光寺谷川の橋梁に流木がつかえ、県道に水があふれ、藤枝駅方面へ強い流れが発生したことを経験している。東光寺谷川だけで、これだけの流れになるのだから大井川が決壊したらそれだけでは済まないことが実感できた。



千貫堤は、瀬戸山（消滅）から藤五郎山（消滅）間に270m、藤五郎山から本宮山の間に150m。岩城山から本宮山の間に110mを建設した。概ね高さ3.6m、幅30mの土盛りであった。このこ

とにより志太郡南部方面の平坦地が、大井川の乱流による洪水対策は一応概成した。しかし、寛永14年（1637）10月に「島原の乱」が起り、水野忠善にも出征の命が下り工事は中断されたという。工事継続の記録がなくその詳細は定かでない。

千貫堤の名称は、工事に出役した百姓が1日に千荷の土を運ぶようにと命ぜられたところから「千荷堤」となり、それから転訛したものとも。また、一千貫（当時一貫で米2俵買えた）もの労賃が投じられたことから名付けられたものともいわれる。

5 あとがき

前述した堤防以外に、内瀬戸の丸山の東西にあった二重堤防、白岩寺山下の天津谷川左岸側にあった飛田堤防など何本かの堤が志太平野で確認されている。徳川頼宣、水野忠善ら為政者たちにより、すべてが構築されたものであるかどうかは定かでないが、先人たちが大井川の乱流から守るために苦勞してきた証である。また、時の執政たちが東西交通の要衝として、いかにこの地を重要視していたかが窺える。

天正の瀬替えが人為的・自然的に行われたかに係わらず、その後に起きた大洪水による破堤は、このことに起因していることは疑う余地もないと私は考える。自然に手を加えるということは、どこにどのような影響が出るか計り知れないものがある。その復旧復興に40年余の歳月を要しているのが重大さを物語る。一方で、復旧事業はその後の志太平野の発展に大きな影響を与えたことも確かである。

参考図書

- 「大井川とその周辺」 浅井治平著
- 「静岡県史 通史編」 静岡県
- 「島田市史」 島田市
- 「島田風土記」 島田市教育委員会
- 「わたしたちの島田市(副読本)」 島田市教育委員会
- 「東海道島田宿の歴史」 島田宿・金谷宿史跡保存会
- 「藤枝市史 通史編」 藤枝市
- 「青島の史蹟めぐり」 青島史蹟保存会
- 「瀬戸の今昔誌」 瀬戸の歴史を尋ねる会

第53回静岡県法人会運営研究会にて 藤枝法人会の活動発表を行いました。

【運営研究発表会とは何か】

法人会の活動内容を絞って研究し、他の法人会の参考となるような活動内容を《静岡県運営研究会》の席上で説明する発表会です。



【運営研究法人会に指定】

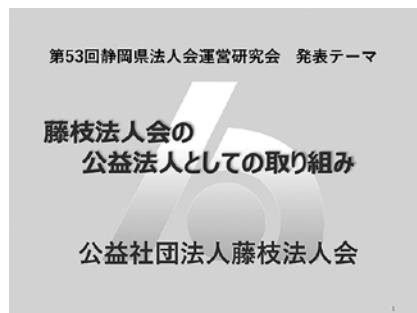
令和4年6月21日一般社団法人静岡県法人会連合会より運営研究法人会の指定を受けました。

【運営研究会実行委員会の立ち上げ】

令和5年1月16日、正副会長及び各委員長・青年、女性部会長の12名で実行委員会を立ち上げました。

【発表テーマについて】

検討の結果、当法人会は「藤枝法人会の公益法人としての取り組み」をテーマとして発表を行うこととしました。



【発表データの試写および打合せを開催】

令和5年12月13日第2回実行委員会において当日の流れおよび担当役割等を確認し、完成した発表内容の試写を行いました。

【第53回運営研究法人会を開催】

令和6年1月29日（月）ホテルアソシア静岡にて名古屋国税局、各税務署の皆様にご臨席いただき、県下各单位会の役員総勢150名の参加の中、次ページの内容にて発表いたしました。

研究発表テーマ

「藤枝法人会の公益法人としての取り組み」

1. 藤枝法人会の概要

- (1) 当会のあゆみ
- (2) 組織について
- (3) 会員数の推移

2. 公益事業について

- (1) 研修相談事業
- (2) 税の広報事業
- (3) 租税教育事業
- (4) 税制提言事業
- (5) 経営支援事業
- (6) 社会貢献事業

3. 青年部会が取り組む租税教育活動について

- (1) 租税教育活動の取り組み経緯と狙いについて
- (2) 実施までの主なスケジュールについて
- (3) 租税教室の内容について
- (4) フォローについて
- (5) 課題

4. 女性部会が取り組む租税教育活動について

- (1) 「夏休み親子税金教室」の取り組みについて
- (2) 「税に関する絵はがきコンクール」の取り組みについて
- (3) 今後について

5. 社会貢献活動について

- (1) 「藤まつり」(女性部会)

6. 総括

課題・問題点
総括

写真で見る

夏休み親子税金教室

8/3(木)



in 焼津文化会館

主催：女性部会 参加者：保護者27名 児童33名

スタート!



司会：広田副部長



女性部会、鈴木部会長の開会あいさつ。

藤枝税務署の大倉統括官のごあいさつ。



今日の講師は、藤枝税務署の田坂事務官。

最初に、租税教育ビデオ「マリンとヤマト不思議な日曜日」を観ました

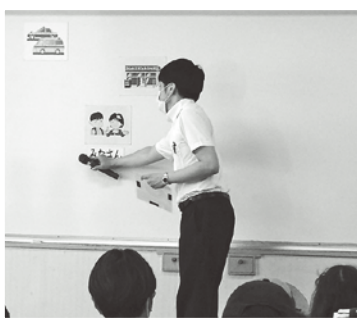


☆ストーリー☆
公園で不思議な妖精を助けた小学生の姉弟、マリンとヤマト。「何でも願いをかなえよう!」大地の妖精コッピとクッピーの言葉に2人が考えたことは・・・? 毎日の暮らしのなかで「税」がどのようなところで使われているのを知り、税の役割や必要性を学んでいく内容です。

次のページに続く

さて、税金についての勉強です

みんな真剣です!!



次に、税金クイズです。みんな答えが解るかな？



全法連テキスト
「タックスフロントと
けんたくん！」

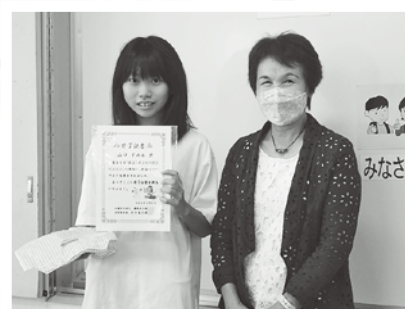
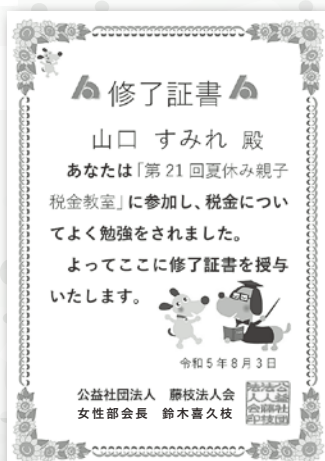


1億円のレプリカが入ってます。



1億円、持ってみました

最後に、代表して山口すみれさんに修了証書と参加賞（けんたグッズ）を受け取ってもらいました。



お疲れさま！
よく頑張って勉強してくれて
ありがとう！

令和5年度 **第13回** **え** **絵はがきコンクール**
せいの **かん** **税に関する**



〈主催〉公益社団法人 藤枝法人会女性部会
 公益財団法人 全国法人会総連合
 〈後援〉国税庁／藤枝市教育委員会／焼津市教育委員会



法人会では、租税教育の一環として、小学6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を全国的に実施しています。藤枝法人会でも1,360点の応募がありました。入賞30作品をご紹介します。

藤枝税務署長賞



藤枝市立
 岡部小学校 6年
森木 初音さん

講評

差し伸べられるように描かれた大きな二つの手が印象的であり、共に描かれた小学校や病院、バトカーなどの構図は、税金が社会を支え、安心安全な社会生活を成り立たせていることがよく表現されています。

(審査員:藤枝税務署長 石渡英二)

藤枝法人会長賞



藤枝市立
 青島小学校 6年
福原 琴美さん

講評

「幸せな暮らし」も「素敵な笑顔」も「税金」で支えられていることを表現した作品であり、色使いや構図も素晴らしく少女の笑顔がより幸せな環境を税金により提供されていることを上手に表現している点を評価しました。

(審査員:藤枝法人会会長 青島直久)

藤枝法人会女性部会長賞



藤枝市立
 葉梨小学校 6年
高塚 琴葉さん

講評

絵はがきコンクールの趣旨に基づいて、税がどのような事に使われているかということが明確に表現されていて、色使いもはっきりしていてとても良い作品だと感じました。

(審査員:藤枝法人会女性部会長 鈴木喜久枝)

優秀賞



焼津市立
 小川小学校 6年
樋口 廉大さん

講評

自然を壊してまで税収を増やそうという考えを持ってはならないと言われているように感じた。これからの税金の使われ方に、大切なものを残すためという感覚が加わっていく事を願うきっかけの一枚だった。

(審査員:画家 山本宗平)

優秀賞



藤枝市立
 青島小学校 6年
吉田 奈央さん

講評

税金の使い道に、この絵のような情景が連想される程、私たちは災害に囲まれている。この頃はそれがいつも増して、という印象だ。税金の有難さを実感するのが災害時というのは複雑だが、頼みの綱なのだ。

(審査員:画家 山本宗平)



入選



松永 希咲さん
焼津市立焼津西小学校 6年



前市岡 芽生さん
焼津市立豊田小学校 6年



青木 祐奈さん
焼津市立小川小学校 6年



岡崎 紗奈さん
焼津市立小川小学校 6年



高星 拓史さん
焼津市立小川小学校 6年



藤田 奈那さん
焼津市立小川小学校 6年



橋ヶ谷 柚衣さん
焼津市立港小学校 6年



中野 瑚都さん
焼津市立小川小学校 6年



杉岡 純蓮さん
焼津市立港小学校 6年



片山 璃和奈さん
焼津市立港小学校 6年



橋ヶ谷 優心さん
焼津市立港小学校 6年



増田 有紗さん
焼津市立港小学校 6年



石崎 蓮翼さん
焼津市立港小学校 6年



長谷川 愛海さん
焼津市立港小学校 6年



良知 侑采さん
焼津市立港小学校 6年



渡邊 瑚愛さん
焼津市立港小学校 6年



望月 敬介さん
藤枝市立藤枝小学校 6年



三宅 莉央那さん
藤枝市立青島小学校 6年



飯塚 深結さん
藤枝市立青島小学校 6年



松浦 彩音さん
藤枝市立青島小学校 6年



杉山 結月さん
藤枝市立栗梨小学校 6年



梅原 祥さん
藤枝市立栗梨小学校 6年



成岡 來美さん
藤枝市立栗梨小学校 6年



澤本 紬さん
藤枝市立高洲南小学校 6年



岩本 功哉さん
藤枝市立大洲小学校 6年

令和5年度 税金に関する作品 表彰式

令和5年11月22日(水)藤枝市生涯学習センターにおいて、藤枝税務署管内納税貯蓄組合連合会・藤枝間税会・藤枝法人会3会共催による『税金に関する作品表彰式』が行われました。藤枝法人会からは、上位優秀5作品(16ページ掲載)の方々に対して表彰状及び記念品が授与されました。また、多数の応募を頂いた15校(藤枝中央・青島・葉梨・大洲・高洲南・岡部・朝比奈第一・小川・東益津・大富・和田・港・黒石・大井川西・大井川南各小学校)に対して感謝状が贈呈されました。



【絵はがき優秀作品 出席者5名】

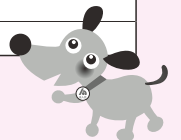


【感謝状 出席4校】 ※表彰式欠席11校には学校へお届けしました。



前ページ(16,17ページ)の入選30作品のポスター(一部上位作品のみの映像)は、下記一覧の通り藤枝市・焼津市の様々な場所に掲示しました。

1 藤枝法人会会報2月号	8 静岡県藤枝財務事務所
2 藤枝法人会ホームページ	9 藤枝市文化センター
3 藤枝総合庁舎本館情報モニター(上位3作品)	10 藤枝市生涯学習センター
4 焼津市役所モニター(上位3作品)	11 焼津文化会館
5 藤枝駅構内パープルビジョン(上位3作品)	12 焼津シーガルドーム(確定申告会場)
6 藤枝税務署	13 しずおか焼津信用金庫藤枝支店
7 藤枝市役所	14 しずおか焼津信用金庫石津支店



写真で見る

第12回 租税教室

主催：青年部会

開催日：令和5年11月18日（土）
会場：藤枝市文化センター・ホール

青年部会では、昨年引き続き、「大学生を対象とした租税教室」を開催しました。

ボードゲームや講座、交流会を通して税金の知識や大切さを楽しく学んでもらいました。

主催：公益社団法人 藤枝法人会青年部会
法人会 「第12回租税教室」
開催日 令和5年11月18日土
会場 藤枝市文化センター1階ホール
時間 13:00～17:00(受付12:30)

就職活動へ臨む前に
まずは情報収集!!

社会人になる前に
知っておきたい **基礎知識習得講座**

第1部 13:05～13:35 **知っておきたい税金の話**
社会人として税金に関心を持ち、一般的な知識を習得しよう!
第1部では税金のプロがその内容をわかりやすく説明します。

第2部 13:40～15:55 **キャッシュフローゲームセミナー**
ボードゲームを通して人生設計と税金を楽しく学ぼう!

リアルな情報を就活前に聞いておこう
若手経営者との交流会

第3部 [グループディスカッション] 16:00～17:00
企業が欲しい人材は、どんな仕事を求めているのか。
など、その他いろいろな疑問を企業家へ投げかけてみよう!

参加者の声

- 高学歴に企業側の期待も高まると思うので、自分自身もスキルを磨きたい。
- 税金の知識が、就職活動で役に立つかもしれない。
- 経営者として、税金の知識が大事だと感じた。
- 企業側の視点から、どんな人材を求めているのかを知ることができた。
- キャッシュフローゲームが面白かった。
- 交流会を通じて、色々な人と話せた。

参加希望の方はチラシの申込用紙に
必要事項をご記入の上、下記へご提出ください。

静岡産業大学：キャリア支援課 静岡福祉大学：キャリア支援課
問合せ（公社）藤枝法人会事務局：054-643-8410・090-7699-1351

【司会】



杉本副部会長

【部会長あいさつ】



森部会長

第一部

税金教室「知っておきたい税金の話」

講師：藤枝税務署 法人課税第一部門統括国税調査官 大倉一祐 氏

13:05～13:35

【第一部・講師】



大倉一祐 氏



第二部 キャッシュフローゲームセミナー

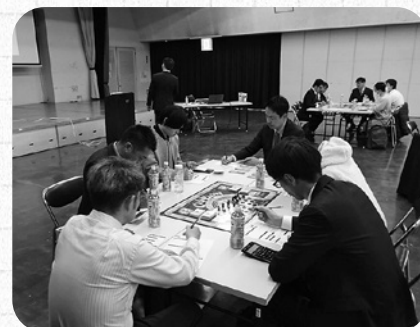
講師：(株)ワークフェア 代表取締役 中山 猛氏

13:40~15:55

【第二部・講師】



中山 猛氏



第三部 若手企業家との交流会

16:00~17:00



(令和5年8月23日～12月6日)

法人会活動

全法連・東海法連・静岡県連



9月14日 東海法人会連合会「第35回定時総会」 [会 場] 名鉄グランドホテル



10月3日 (一社)静岡県法人会連合会女性部会連絡協議会「第33回情報交換会」 [会 場] グランディエールブuketーカイ



10月18日 (公財)全国法人会総連合「第39回法人会全国大会(群馬大会)」 [会 場] 高崎芸術劇場

全国の法人会会員約1510名が一堂に会して、令和5年10月18日(水)、第39回法人会全国大会(群馬大会)が、高崎芸術劇場にて、国税庁住澤長官他多数のご来賓出席のもと盛大に開催されました。
第1部では「好機到来」という演題で、日本通信(株) 代表取締役社長 福田尚久氏による記念講演が行われ、第2部の式典では、会員増強表彰をはじめ各種表彰、次に令和6年度税制改正に関する提言の報告、そして青年部会による租税教育活動の報告が行われました。



10月31日 (一社)静岡県法人会連合会青年部会連絡協議会「第33回情報交換会」 [会 場] グランディエールブuketーカイ



11月9日-10日 (公財)全国法人会総連合青年部会連絡協議会「第37回法人会全国青年の集い山形大会」[会場]やまぎん県民ホールほか
全国の青年部会員約1800名が一堂に会して、第37回法人会全国青年の集い山形大会がやまぎん県民ホールにて、税務当局、全法連役員ほか多数のご来賓出席のもと開催されました。

大会前日には、租税教育活動プレゼンテーション及び「健康経営大賞」ファイナリストによる事例紹介が行われ、租税教育活動では、長崎県の佐世保法人会が、健康経営大賞では、単体会の部で沖縄県の北那覇法人会、企業の部で岡山県の岡山西法人会所属のネットコタ山陽(株)がそれぞれ最優秀賞を受賞されました。

また、式典に先立ち、部会長サミットが開催され、①会員拡大について②租税教育活動の効果についてをテーマに各単体会相互の意見交換が行われました。

式典では租税教育活動プレゼンテーション、健康経営大賞の結果発表及び表彰、部会員増強表彰が行われ、記念講演では「自らがリスクを取って挑戦する。だからこそ価値がある。」という演題でヤマガタデザイン(株) 代表取締役 山中大介氏による講演が行われました。



11月22日 (一社)静岡県法人会連合会「大規模法人等向け研修会」[会場]グランディエールブuketーカイ

本 会



8月23日 実務講座 [会場] 焼津文化会館

テーマ 「身近で起こっている 労務トラブルの実態」

講 師 / (有)静岡経営労務管理センター 代表取締役・社会保険労務士 伊藤彰彦 氏



9月15日 税務講習会 [会場] 焼津文化会館

〈第1部〉テーマ 「県税のしくみと使いみち」 講 師 / 静岡県藤枝財務事務所 所長 河本大輔 氏

〈第2部〉テーマ 1. 「適格請求書等保存方式の概要」 2. 「電子帳簿保存法の留意点」

講 師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 長澤正明 氏



9月29日 弁護士講習会 [会場] 焼津文化会館
 テーマ 「最近の詐欺の手口と対処法」 講師 / 追手町法律事務所 弁護士 相川洋介氏



10月20日 実務講座 [会場] 焼津文化会館
 テーマ 「一番化戦略式アイデアの見つけ方」 講師 / 一番化戦略研究所(株) 代表取締役 高田 稔氏



10月24日 研修旅行「山梨方面 研修視察」



11月6日 (一社)静岡県法人会連合会長表彰状伝達式 記念講演会 [会場] ホテルアンピア松風閣
 演題 「今後の日本経済の行方」 講師 / 作家・経済ジャーナリスト 渋谷和宏氏



11月7日 税務講習会 [会場] 焼津文化会館
 テーマ 「年末調整に係る留意点」 講師 / 藤枝税務署 法人課税源泉担当事務官 小波津百可氏



11月15日 新設法人説明会 [会場] 藤枝市民会館
講師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門上席国税調査官 長澤正明氏

青年部会

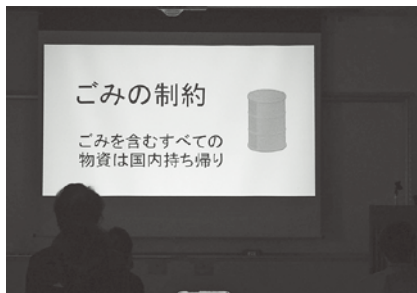


9月7日-9日 研修旅行「宮城・福島方面 研修視察」



12月5日 勉強会 [会場] 藤枝市文化センター
テーマ 「労働局のあっせん委員が見た 昨今の労使トラブルと対処法」
講師 / 弁護士・経営法曹会議員 橋本拓朗氏

女性部会



12月7日 教養講座 [会場] 焼津文化会館
テーマ 「南極生活で学んだ食材と環境を大切にすること」
講師 / 南極シェフ 渡貫淳子氏

自宅で e-Tax!

作成コーナー

検索

確定申告は スマホからもできます!



税務職員
ふたば



確定申告に関する疑問は
AIチャットボットの
ふたばにご相談ください

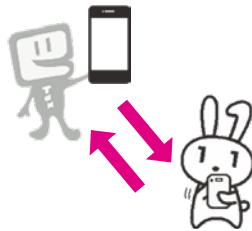
自動計算

画面の案内に沿って
入力するだけで
作成・送信♪



自動入力

マイナポータル
連携でデータを
まとめて入力♪



自宅から

確定申告は、ご
自宅で! スマホ
で申告できます♪



申告・納税

所得税および復興特別所得税・贈与税

令和6年3月15日(金)まで

消費税および地方消費税(個人事業者)

令和6年4月1日(月)まで

事業税・住民税の申告期限

令和6年3月15日(金)まで

確定申告には、「マイナンバー」が
必要です。



税務署・都道府県・市区町村

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック



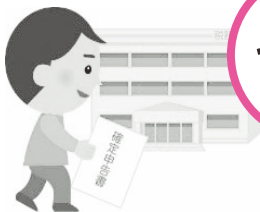
こちらからアクセス!



確定申告動画 検索

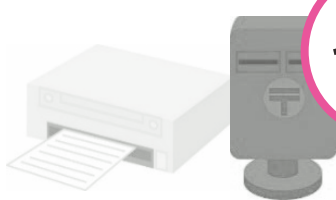
「自宅からのe-Tax」5つのメリット!

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

添付書類



不要*

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



24時間*
いつでも

※メンテナンス時間
を除きます

還付金



早期
還付

3週間程度で還付!

書面提出の場合は
1か月~1か月半程度で還付

マイナンバーカード × マイナポータルと連携 確定申告書に自動入力

ご利用の メリット!

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪



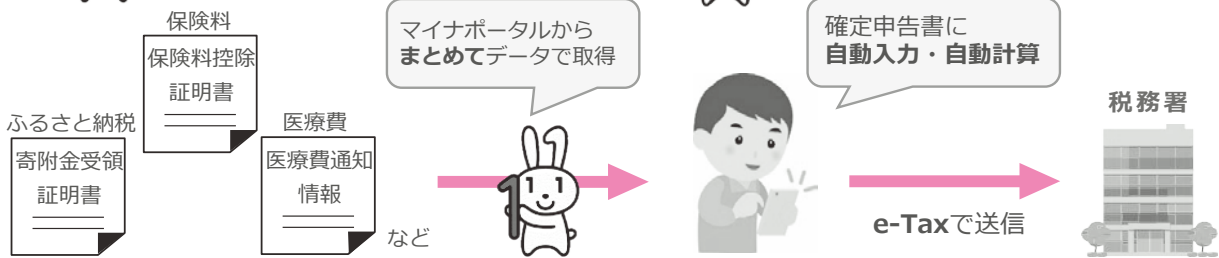
書面の控除証明書等を・・・

- ✓ 収集して管理・保管
- ✓ 1件ずつ確認して入力
- ✓ 書面で提出



全部データで完結するから・・・

- ✓ 書面の管理・保管が不要
- ✓ 申告書に自動入力
- ✓ e-Taxでデータ送信



確定申告会場のご案内

開設場所

焼津市総合体育館（シーガルドーム）サブアリーナ
焼津市保福島1050番地

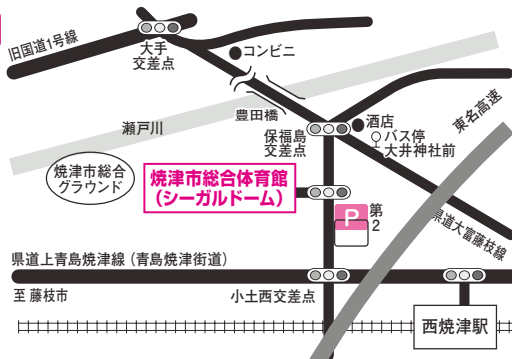
開設期間

令和6年2月16日（金）から令和6年3月15日（金）まで（土・日・祝日は除きます。）

開設時間

9時から17時（受付終了：16時）（会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。）

会場案内図



問い合わせ先は藤枝税務署です。

(代) 054-641-0680

自動音声の案内に従い番号を選択してください。
「0」⇒所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告に関するご相談（確定申告電話相談センター）

注）焼津市総合体育館への電話での問い合わせは
ご遠慮ください。（申告会場との取次ぎはしていません。）

※お車で来場される方は、第2駐車場をご利用ください。

入場には

確定申告会場への入場には、整理券が必要です。

▶ 会場で当日配付

▶ LINEから事前発行（詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください（<https://www.nta.go.jp>））

※入場整理券の配付状況によっては、後日の来場をお願いすることがあります。

【申告会場での留意事項】

- 発熱等の症状のある方や体調の優れない方は、来場を控えていただくようお願いします。
- 焼津市総合体育館のスリッパには、数に限りがあるため、体育館シューズ等の内履きをご持参ください。
- 開設期間中は、藤枝税務署内では申告書の作成指導は行っておりません。
- 確定申告会場では、基本的にご自身のスマホで申告していただきます。

使ってみると便利です! キャッシュレス納付!

 **キャッシュレス納付の3つのメリット!**

- 自宅やオフィスから納付可能!
- PCやスマホで簡単手続き!
- 現金の準備が不要!



ダイレクト納付

おすすめ!

納付方法

e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で
事前に届出をした預貯金口座から、口座
引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

源泉所得税や個人住民税（特別徴収分）
など納付の機会が多い方、ご自身で振替
日を指定したい方

インターネットバンキング による納付

納付方法

インターネットバンキング口座から納付
する方法です。

こんな方にオススメ!

普段からインターネットバンキングにより
決済する機会の多い方

振替納税（口座振替）

納付方法

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に
自動で口座引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

所得税や消費税、固定資産税などを毎年納め
ている方、毎回の納付手続を省略したい方

クレジットカード・スマホアプリ納付

納付方法

専用サイトにアクセスし、クレジットカードや
スマホ決済アプリ（Pay払い）により納付
する方法です。




こんな方にオススメ!

時間を気にせず納付したい方

キャッシュレス納付の一覧表

国税	キャッシュレス納付の種類	対象税目 ^{※1}	詳しい情報
e-Tax	ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	全税目	 国税庁HP 納税に関する 総合案内
	インターネットバンキングによる納付	全税目	
	振替納税	申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人の方のみ)	
	クレジットカード納付・ スマホアプリ納付	全税目	

※1 一部の手續において、ご利用できない税目があります。
 詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

地方税	キャッシュレス納付の種類	対象税目	詳しい情報
eLTAX	スマホ決済アプリ	eLマーク  の付いた納付書がある税目 例：固定資産税、都市計画税、 自動車税・軽自動車税(種別割)、 その他税目 ^{※2}	 地方税お支払サイト
	ダイレクト納付 インターネットバンキング クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> ・法人都道府県民税 ・法人事業税 ・特別法人事業税(地方法人特別税) ・法人市町村民税 ・事業所税 ・個人住民税(特別徴収分・退職所得に係る納入申告) ・都道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割) ※3 ・地方たばこ税 ・入湯税 ・ゴルフ場利用税 ・宿泊税	 eLTAX地方税 ポータルシステム

※2 対象となる税目は、都道府県・市区町村により異なります。

※3 令和5年10月16日より取扱が開始されます。

eLTAXの他、多くの都道府県・市区町村で口座振替・スマホ決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入されています。
 詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

自宅で オフィスで

インターネットでまとめて、簡単手続き！

エルタックス

eLTAX

ポータルシステム
地方税の電子総合窓口

eLTAX は地方税の申告や納税を
地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、
自宅やオフィスで、パソコンからインターネットを
通じて簡単に行うことができるシステムです。

1 全地方公共団体へ電子納税ができます!!

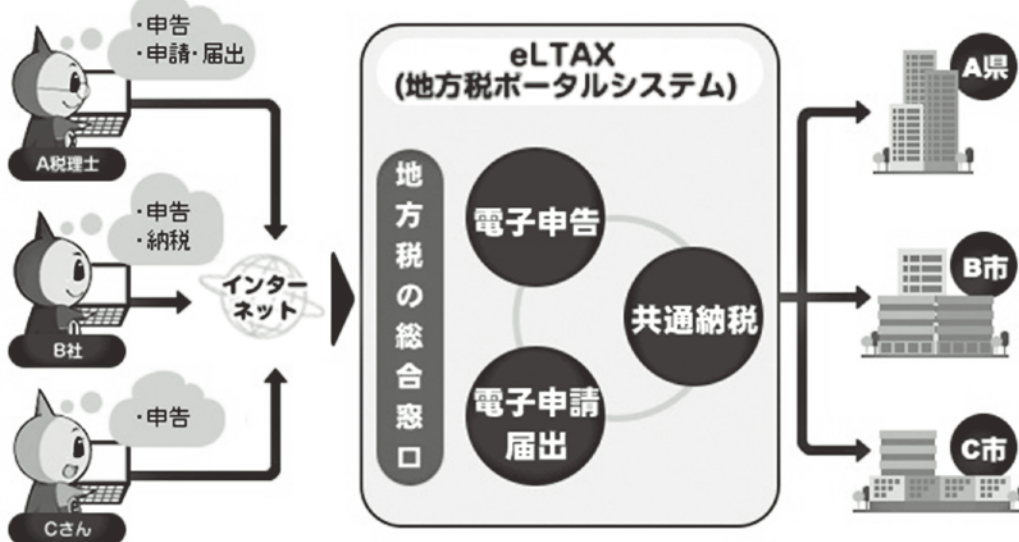
2 ダイレクト納付ができます!!

3 金融機関窓口等へのお出かけ不要!!

4 電子納税で納付事務の負担軽減!!

5 手数料無料!! 0円

eLTAXに送信すれば、
必要な組織に自動的に
振り分けられます。



利用可能な手続き

1 電子申告対象税目

- 法人都道府県民税
- 法人事業税
- 特別法人事業税(地方法人事業税)
- 法人市町村民税
- 固定資産税(償却資産)
- 個人住民税(給与支払報告書等や特別徴収関連手続)
- 事業所税

2 電子申請・届出

- 法人設立届出や異動届出等
- 申告手続に関連した申請・届出

3 電子納税

- 申告手続に関連した納付手続き

地方公共団体ごとの提供サービスにつきましては、
eLTAXホームページでご確認ください。

令和5年4月1日から、
新たに以下の4税目が
電子納税できるようになりました。

<追加された税目>

- 固定資産税
- 都市計画税
- 自動車税種別割
- 軽自動車税種別割



※上記に加え、準備が整った地方
公共団体から順次、対象税目を
拡大していきます。
























































































詳しくはホームページをご覧ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索

令和6年1月1日現在

東海税理士会藤枝支部会員名簿 (支部入会順)

 増田武治 藤枝市田沼3 ☎636-1287	 杉井裕郎 焼津市三右衛門新田 ☎623-1881	 伊藤恒夫 藤枝市大新島 ☎635-5615	 河野正彦 藤枝市駅前2 ☎641-2725	 笠原敏幸 藤枝市藤岡5 ☎643-6069	 吉田雄一 焼津市東小川18 ☎629-6663	 藤浪良昭 焼津市塩津 ☎397-5784	 大石康夫 焼津市西焼津 ☎627-5022	 深澤美恵子 焼津市田尻北 ☎624-2794	 鈴木國弘 焼津市駅北1 ☎627-9638	 藪崎正則 焼津市小土 ☎626-9823	 吉川 始 藤枝市大新島 ☎634-2570	 澤村 守 藤枝市谷福葉 ☎644-7845
 片山享一 藤枝市下之郷 ☎638-3766	 仲田 勇 藤枝市高岡2 ☎636-1199	 青島孝之 藤枝市岡出山1 ☎637-9803	 安井博史 焼津市東小川6 ☎627-5261	 高野佳和 藤枝市岡部内谷 ☎643-3771	 増田和宏 藤枝市青木1 ☎643-3771	 小倉寿美 焼津市焼津4 ☎659-1717	 山崎恵三 藤枝市高柳1 ☎631-7539	 吉田道明 藤枝市小石川町1 ☎689-3196	 青木 敬 焼津市岡当目 ☎627-9851	 平井幸子 焼津市栄町3 ☎626-5711	 小長谷智子 焼津市水与惣次 ☎624-0268	 遠藤次男 焼津市中新田 ☎624-1885
 増田貴行 藤枝市本町1 ☎643-5151	 内藤良彦 藤枝市郡1 ☎646-8890	 増田良子 藤枝市青木1 ☎643-3771	 岩崎卓夫 藤枝市駅前1 ☎646-7701	 梅田健司 焼津市宗高 ☎622-3295	 沼野和吉 焼津市石津中町 ☎656-0788	 大畑雅子 焼津市本町3 ☎627-9638	 渡邊義博 藤枝市水上 ☎645-4571	 笠原大輔 藤枝市藤岡5 ☎643-6069	 伊藤裕一郎 藤枝市田沼4 ☎637-2534	 宇田武房 藤枝市志太2 ☎644-4627	 森 祐輔 焼津市東小川7 ☎628-7973	 多々良信彦 焼津市東小川7 ☎628-7973
 落合孝康 焼津市小川 ☎624-7171	 小林敏樹 藤枝市青葉町2 ☎636-7952	 岡村正雄 焼津市下小杉 ☎662-1391	 大石 誠 藤枝市小石川町4 ☎631-5952	 三岡厚文 藤枝市岡出山2 ☎270-8861	 杉原一雄 藤枝市平島 ☎270-3719	 松原隆宣 藤枝市本町3 ☎639-5570	 平野純也 藤枝市天王町3 ☎646-4700	 山崎義和 焼津市三ヶ名 ☎629-6711	 鈴木和臣 藤枝市高柳1 ☎270-5741	 内山勝浩 焼津市大栄町2 ☎628-5372	 飯塚理恵 藤枝市水守2 ☎641-0610	 山本浩幸 焼津市下小田 ☎624-0962
 石村正美 焼津市上新田 ☎207-7064	 吉田公輔 焼津市東小川18 ☎629-6663	 井上香織 藤枝市志太2 ☎631-5258	 池田佳通 藤枝市岡出山1 ☎646-3388	 宮崎博史 藤枝市高岡1 ☎636-5102	 吉田和弘 藤枝市小石川町1 ☎689-3196	 浅井伸也 藤枝市前島3 ☎631-5152	 天野 貢 藤枝市駅前2 ☎641-4898	 大野克治 焼津市三ヶ名 ☎629-5270	 三橋重継 藤枝市駅前2 ☎631-6346	 山崎晃弘 藤枝市藤岡5 ☎643-6069	 村松克彦 藤枝市駅前2 ☎644-3511	 油井孝介 焼津市立花1 ☎627-5261
 太田容子 藤枝市高岡2 ☎636-1199	 片川和樹 焼津市焼津1 ☎628-2626	 片川真理子 藤枝市志太2 ☎628-2626	 藪崎大介 焼津市岡出山1 ☎625-7022	 下川大地 藤枝市高柳2 ☎637-3080	 野島由美子 藤枝市高岡1 ☎631-9160	 若杉直彦 藤枝市前島3 ☎641-0577	 田村博和 藤枝市駅前1 ☎631-5811	 平井寛子 焼津市上新田 ☎622-6836	 神間賢治 焼津市東小川7 ☎628-7973	 内川正樹 藤枝市藤岡5 ☎660-1019	 澤本善彦 藤枝市富羽町5 ☎90-1864-7639	 曾根宜章 藤枝市立花1 ☎643-2112
 杉井裕士 焼津市三右衛門新田 ☎623-1881	 小木理弘 藤枝市田沼3 ☎639-6766	 鍋田和孝 藤枝市小石川町2 ☎641-1573	 大石龍哉 焼津市西焼津 ☎627-5022	 岩崎美穂 藤枝市田沼3 ☎639-6766	 平井俊光 焼津市上新田 ☎622-6836	 伊藤文子 藤枝市下敷田 ☎648-1511	 鈴木智昭 藤枝市岡出山1 ☎639-7781	 平岩成哉 藤枝市藤岡1 ☎644-7219	 榊原 巧 焼津市西焼津 ☎627-5022	 北澤世紀 焼津市西焼津 ☎627-5022	 押尾卓郎 藤枝市岡部岡部 ☎625-8717	 岡見健太 焼津市東小川6 ☎627-5261
 村松貴史 焼津市駅北1 ☎627-9638	 海野芳央 焼津市五分堀之内 ☎628-5644	 内藤昌宏 藤枝市小石川町2 ☎641-1573	 深田良宏 焼津市小川 ☎627-5045	 増田貴樹 焼津市東小川6 ☎627-5261	 深尾 宏 藤枝市前島2 ☎631-7778	 大橋金行 焼津市東小川7 ☎628-7973	 村野孝宜 焼津市大村1 ☎660-1019	 山梨英亮 焼津市東小川7 ☎628-7973	 水流輝明 焼津市東小川7 ☎628-7973	 平口昌代 藤枝市高柳2 ☎637-3080		
あおい税理士法人 焼津市東小川7 ☎628-7973 社員 森 祐輔 多々良信彦 神間賢治 大橋金行 山梨英亮 水流輝明		税理士法人 法理舎 藤枝市高柳2 ☎637-3080 社員 下川大地 平口昌代		税理士法人 ベガサス 藤枝市田沼3 ☎639-6766 社員 小木理弘 岩崎美穂		税理士法人 山本事務所 焼津市下小田 ☎624-0962 社員 山本浩幸		田中会計税理士法人 焼津市上新田 ☎622-6836 社員 平井寛子 平井俊光				
久遠税理士法人 焼津市駅北1 ☎627-9638 社員 鈴木國弘 大畑雅子 村松貴史		税理士法人 杉井会計事務所 焼津市三右衛門新田 ☎623-1881 社員 杉井裕郎 杉井裕士		税理士法人 エース 焼津市西焼津 ☎627-5022 社員 大石康夫 大石龍哉 榊原 巧 北澤世紀		税理士法人 K・S・D小林会計 焼津市三ヶ名 ☎629-6711 社員 山崎義和		税理士法人 笠原会計事務所 藤枝市藤岡5 ☎643-6069 社員 笠原敏幸 笠原大輔 山崎晃弘				
お問い合わせは 焼津商工会議所会館2階税理士会事務所へ 電話 (628) 2250										*税理士会では無料税務相談を行っております。		

(本ページは税理士会提供記事)

(公社)藤枝法人会 令和6年度年会費について

令和6年度の年会費につきまして、6月10日(月)にご指定頂いている口座から引落しをさせていただきますので、誠に恐縮ではございますが、前日までに口座へご用意くださいますようお願い申し上げます。

※引落口座の変更をご希望される会員様につきましては、3月22日(金)までに、法人会事務局(電話 643-8410)へご連絡ください。

※資本金変更の際も、3月22日(金)までに事務局へご連絡ください。

※当会の会費は消費税法の定めにより、消費税の課税対象とはなりません。(不課税)

■取扱い金融機関

静岡銀行	スルガ銀行	清水銀行	大井川農協
静岡信用金庫	島田掛川信用金庫	しずおか焼津信用金庫	

■(公社)藤枝法人会会費区分

会費種別	資本金	年 額
正会員	100万円以下	3,000円
	100万円超 500万円以下	6,000円
	500万円超 3,000万円以下	9,000円
	3,000万円超 1億円以下	15,000円
	1億円超	30,000円
	子会社	1,000円
賛助会員	学校法人、宗教法人、公益法人等	3,000円
	支店法人・営業所等	5,000円
	個人	3,000円



家族の想い出
わが子の門出
松風閣の結婚式



毎土日祝 ブライダルフェア・相談会開催

※予約優先 ※結婚式実施の時間帯等、ご対応致しかねる場合もございます。

ホテルアンピア松風閣 〒425-0012 静岡県焼津市浜当目海岸通り星が丘

ブライダルサービス TEL.054-628-3316 (祝日を除く 火曜定休) <https://www.syofukaku.com/bridal>





新 入 会 員 紹 介



～ご入会ありがとうございました～

令和5年8月9日～12月1日

法 人 名	所 在 地	紹 介 者
-------	-------	-------

藤枝地区

(株) セイワ	藤枝市立花1丁目12-15	静清信用金庫 藤枝支店
(同) コノス	藤枝市志太4丁目10-16	静岡銀行 藤枝支店
(株) ヤマサン	藤枝市藤岡2丁目8-4	松葉倉庫(株)
(同) pan	藤枝市高柳1530-2	しずおか焼津信用金庫 藤枝駅支店
(同) AQUA NIKE	藤枝市高柳1392-11	しずおか焼津信用金庫 藤枝駅支店
(株) カーケア東海ホールディングス	藤枝市平島766-2	しずおか焼津信用金庫 藤枝中央支店
(有) 井之上自動車	藤枝市立花1丁目5-7	静岡銀行 藤枝支店
(株) エコプラン	藤枝市上当間420-1	しずおか焼津信用金庫 藤枝水守支店
青野工業(株)	藤枝市中ノ合244-19	しずおか焼津信用金庫 いかるみ支店
(株) MALCA	藤枝市下之郷1363-18	しずおか焼津信用金庫 藤枝水守支店
(株) PAS	藤枝市駅前1丁目9-13	しずおか焼津信用金庫 藤枝上支店
(株) 羽屋	藤枝市田沼4丁目4-67	しずおか焼津信用金庫 藤枝支店
(同) サントラスト	藤枝市田沼4丁目11-1	しずおか焼津信用金庫 藤枝支店
(株) PDF企画	藤枝市小石川町2丁目14-5	しずおか焼津信用金庫 高洲支店
(株) Link	藤枝市駅前2丁目20-12	静岡銀行 藤枝駅支店
(株) モトクラフトタカミ	藤枝市田沼2丁目19-30	しずおか焼津信用金庫 藤枝支店
(株) クリスタル・ピュア・IVY	藤枝市青木2丁目2-12	しずおか焼津信用金庫 藤枝支店
杉本工務店(株)	藤枝市岡出山2丁目3-22	しずおか焼津信用金庫 藤枝上支店
(株) MKリノベーション	藤枝市清里2丁目18-1	(有)静岡経営労務管理センター
(株) One不動産	藤枝市田沼3丁目12-7	静清信用金庫 高洲支店
(有) 岩原製材所	藤枝市高洲21-8	静清信用金庫 高洲支店
(株) サンクレド静岡	藤枝市郡1丁目8-1	しずおか焼津信用金庫 藤枝中央支店
(株) サングリーン青嶋	藤枝市岡部町内谷946-3	しずおか焼津信用金庫 岡部支店
(株) Master Plan	藤枝市立花1丁目1-12	事務局
(株) 青島硝子店	藤枝市郡1078-2	しずおか焼津信用金庫 藤枝中央支店
(株) スルガ設備	藤枝市高柳3丁目19-6	静岡銀行 焼津支店
サンユウ(株)	藤枝市下当間852-1	静清信用金庫 藤枝支店
あおいそら(株)	藤枝市岡出山3丁目6-20	静岡銀行 藤枝駅支店

焼津地区

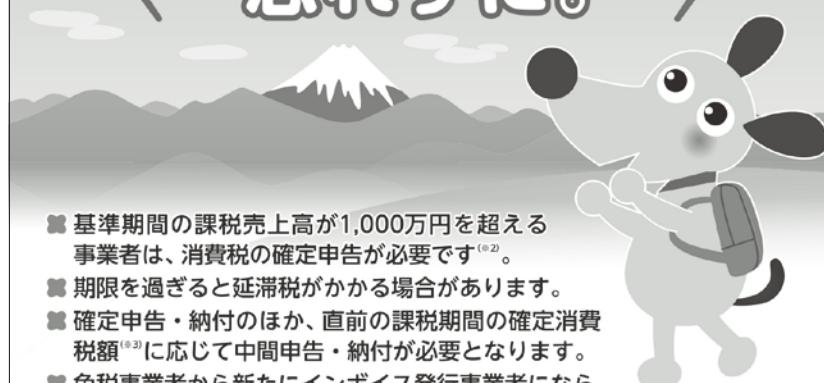
(株) ASI	焼津市石津584	しずおか焼津信用金庫 石津支店
(同) イノウ自動車	焼津市利右衛門2703	しずおか焼津信用金庫 大井川支店
(株) Mizu	焼津市田尻550	しずおか焼津信用金庫 石津支店
(株) 長谷工業所	焼津市小土28	しずおか焼津信用金庫 豊田支店
(株) スズコー	焼津市小川新町2丁目2-25	しずおか焼津信用金庫 まるせい営業部
(株) 発酵水	焼津市田尻北1361-4	しずおか焼津信用金庫 石津支店
(株) MPras	焼津市栄町1丁目10-10	AIG損害保険(株)
(株) MSPLANT	焼津市宗高1395-2	静岡銀行 焼津支店
(有) 積志工業	焼津市田尻273	しずおか焼津信用金庫 道原支店
(有) 三峯商店	焼津市柳新屋429-5	静清信用金庫 西焼津支店
アイワ機工(有)	焼津市田尻北276-1	静清信用金庫 西焼津支店
(株) サスナ	焼津市中里824	しずおか焼津信用金庫 焼津北支店
タケイテクノ(株)	焼津市小川3320	しずおか焼津信用金庫 さかなセンター支店
Matsuura(株)	焼津市坂本8-1	静清信用金庫 焼津支店
(有) 又平工務店	焼津市本中根761-1	しずおか焼津信用金庫 大富支店

(株) ベルテック	焼津市石津向町6-2	しずおか焼津信用金庫 大住支店
(株) フォワード	焼津市栄町1丁目1-3-401	静清信用金庫 焼津支店
日本鷹匠美構 (株)	焼津市東小川3丁目3-29	しずおか焼津信用金庫 小川支店
(有) ブルー	焼津市高新田1560	しずおか焼津信用金庫 大富支店
(同) HMS	焼津市相川2337	しずおか焼津信用金庫 大井川支店
特定非営利活動法人 あんしんサポート	焼津市本中根485-1	静岡銀行 大井川支店
コガワ電気 (株)	焼津市西小川2丁目10-25	しずおか焼津信用金庫 焼津支店
(株) 木村商店	焼津市惣右衛門1280-7	しずおか焼津信用金庫 まるせい営業部
(有) チェルベルジ	焼津市宗高1427-3	しずおか焼津信用金庫 焼津支店
(株) 村松造園	焼津市大住750-2	しずおか焼津信用金庫 大住支店
富士自動車販売 (株)	焼津市道原884-2	静清信用金庫 石津支店
(株) Y. T. S	焼津市三右衛門新田6-1	静清信用金庫 石津支店
鈴重工業 (株)	焼津市大島1468	静岡銀行 焼津南支店
(株) ハイパーテックジャパン	焼津市柳新屋134-1	静岡銀行 西焼津支店
デュオデザイン&トレーディング (株)	焼津市上小杉701	静岡銀行 焼津南支店
(株) 松永製作所	焼津市駅北5丁目10-5	静岡銀行 焼津支店
酒井自動車 (有)	焼津市中島1186	(株) ファインズ (AIG代理店)

賛助会員

(株) S G メディカルパートナーズ	焼津市焼津 2 丁目 1 0 - 2 0	静岡銀行 焼津南支店
---------------------	----------------------	------------

消費税の 期限内納付を 忘れずに。



- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例があります。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。
利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

消費税には申告・納付期限^(※1)があります。


申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。
確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)


^{※1} 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
^{※2} インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
^{※3} 地方消費税を含まない年税額をいいます。
^{※4} 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



さらに詳しくはWEBへ

納税に関する総合案内 🔍 検索



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

経営者が、
重大疾病に
かかった時の
そなえを確保。

Jタイプ
Jタイプα
がんステージ限定型
Jタイプ

Jタイプ

【無配当重大疾病保障保険】
(無解約払戻金型)

Jタイプα

【無配当重大疾病保障保険】
(解約払戻金抑制割合指定型)

がんステージ限定型Jタイプ

【無配当重大疾病保障保険】
(がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型)

は、

重大疾病による

(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)

就業不能リスクから
企業を守ります!

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

静岡支社/
静岡県静岡市葵区黒金町59-6(大同生命静岡ビル4F)
TEL 054-253-3191

F-2020-1007(2021年3月4日)



Business Guard



AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る
医療補償



地震災害の
リスクをガード

法人会の ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーパック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

お問い合わせ・お申し込みは

静岡支店

〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町20-1
AIG静岡ビル

TEL.054-255-5141 FAX.054-686-1208

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

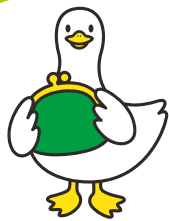
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



(22-073001)

がんを含む

病気やケガの備えに



手軽に備える医療保険

EVER シンプル

No.1 アフラック がん保険・医療保険 保有契約件数 令和4年版 インシュアランス生命保険統計号



心配な「がん」の備えに

契約年齢 0歳~ 満85歳まで

※ご契約内容により異なります。

「生きる」を創る がん保険 WINGS

必要な保障だけ手軽に備える、自由に選べる医療保険

治療費と諸経費に備える基本保障に加えて、特約で三大疾病^(※1)への備えも

▼基本プラン

保険期間

月額保障 治療費	病気がケガによって、つぎのいずれかに該当したとき	いずれかに該当した月ごとに1回	10万円	終身
	入院 (4か月型 ^(※2)) 入院をしたとき	同月内に複数の支払事由に該当した場合でも、重複してお支払いしません。		
	入院中の手術 (月数無制限) 入院中に手術を受けたとき			
日額保障	放射線治療 (月数無制限) 放射線治療を受けたとき		2.5万円	終身
	外来手術 (月数無制限) 外来によって手術を受けたとき	外来手術のみに該当した月の場合		
諸経費	疾病入院給付金 災害入院給付金	病気・ケガによって入院をしたとき	1日につき5,000円	終身
	通院給付金 ^(※3)	入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的とする通院をしたとき	1日につき5,000円	

ニーズに応じて付加できます。

三大疾病保険料払込免除特約 (上皮内新生物保障特約付き) 免除事由に該当したとき以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

(※1)がん(悪性新生物)、心疾患、脳血管疾患、(※2)支払事由のうち、入院のみに該当した月は、1回の入院についての治療給付金をお支払いする月数に限度(4か月)があります。また、治療給付金の支払限度の型は、1か月型をお選びいただくこともできます。(※3)ご希望により、取り外すことができます。▲三大疾病保険料払込免除特約のがん(悪性新生物)、上皮内新生物の保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 団体(集団)取扱

保険料払込期間:終身 治療給付金の支払限度の型:4か月型 <三大疾病保険料払込免除特約(上皮内新生物保障特約)>付き <手術・放射線治療不担保特約>なし <入院給付金不担保特約>なし <健康祝金特約>なし 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,566円	3,296円	4,855円	8,285円
女性	3,060円	3,961円	4,590円	6,685円

2023年9月19日現在

幅広い保障で経済的負担をサポートするがん保険

治療前の検査から治療後の外見ケアまで幅広い保障でしっかり備えることができます。

▼治療前の保障

保険期間

精密検査	要精検後精密検査給付金 ^(※4)	検診ごとに1年に1回 2万円	(※5) 10年満期
------	-----------------------------	----------------	------------

▼治療中の保障

診断	診断給付金	一時金として がん 50万円 上皮内新生物 5万円	終身 ^(※7)
	特定診断給付金 ^(※6)	一時金として がん 50万円	
	複数回診断給付金	1回につき がん 50万円 上皮内新生物 5万円	
入院	入院給付金	1日につき 10,000円	終身 ^(※7)
	通院	通院給付金 1日につき 10,000円	
治療	治療給付金	受けた月ごと 10万円 ホルモン剤治療のみの場合 5万円	(※5) 10年満期
	特定保険外診療給付金 ^{(※6)(※8)}	受けた月ごと 50万円	
	がんゲノムプロファイリング検査給付金 ^(※6)	受けた月ごと 10万円	
先進医療・患者申出療養	がん先進医療・患者申出療養一時金 ^(※6)	自己負担額と同額(通算2,000万円まで)	(※5) 10年満期
	がん先進医療・患者申出療養一時金 ^(※6)	一時金として1年に1回 15万円	

さらにニーズにあわせて特約を付加して、保障を強化

外見ケア	<外見ケア特約>	①顔・頭部の手術②手足の切断術 頭髪の脱毛症状	(※5) 10年満期
	外見ケア給付金 ^(※6)	①②各1回ずつ 20万円 1回限り 10万円	

特定保険料払込免除特約^(※6) 免除事由に該当したとき以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

(※4)所定のがんの検診を受診し、医師の要精密検査の判定により精密検査を受けたときにお支払いします。(※5)所定の年齢まで10年ごとに更新があります。(※6)上皮内新生物は、保障の対象外です。(※7)治療給付金(がん治療保障特約)は、保険期間10年をお選びいただくこともできます。(※8)がん診療連携拠点病院等において、公的医療保険制度の対象とならない所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたときにお支払いします。▲保障開始まで3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。団体(集団)取扱の待ち期間については【注意喚起情報】をご確認ください。※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 団体(集団)取扱

解約払戻金なしタイプ 保険料払込期間:保険期間と同一 <外見ケア特約><特定保険料払込免除特約>付き 定額タイプ			
契約日の満年齢	20歳	30歳	50歳
男性	2,833円	3,904円	4,702円
女性	3,133円	4,255円	5,883円

※更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。 2023年9月19日現在

●「先進医療」および「患者申出療養」は、厚生労働大臣が定める医療技術です。これらは医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。また、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●退職(脱退)後は個別保険料率の保険料に変更となります。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

<引受保険会社>

「生きる」を創る。



アフラック 静岡支社

〒420-0852 静岡県静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー22F TEL: 054-254-7723 FAX: 054-253-4645

P23160 AFツール-2023-0268-2311006 7月31日